

## 令和7年第9回日進市農業委員会議事録

開催日時	令和7年9月29日 15時00分
招集の場所	日進市役所 本庁舎 第1会議室
出席委員	会長 1番 市川 豊 会長  委員 3番 福岡 幹弘 委員 4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員 6番 曽根 大祐 委員 7番 武田 住男 委員 8番 山本 裕子 委員 9番 萩野 淑子 委員 10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員  推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員 伊藤 修 委員 堀之内 済 委員 村瀬 勝美 委員 宮島 一人 委員
欠席委員	2番 岩本 直美 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 岡部 功 書記 青山 侑嗣 書記 田宮 信輔

付 議 事 項	議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
	議案第 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
	専決第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
	専決第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	専決第 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
	専決第 4 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
	その他	生産緑地のあつせん願いについて

開会	(15:00)	
	事務局長	定刻になりましたので、只今より令和7年第9回農業委員会を開催させていただきます。 それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします。
	議長	▲挨拶 議案に入る前に本日の議事録署名者は6番、7番の両名ですでのお願いいたします。
	議長	本日の会議に傍聴の申し出はございますか。
	事務局	本日の会議に傍聴の申し出はございませんでした。
	議長	それでは議案に入ります。
	事務局	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
		それでは、事務局から説明をお願いします。
		議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。
		番号8番の申請者による農地の取得についてご説明いたします。
		申請地の場所につきましては、議案書2ページをご覧ください。
		申請地は、日進保健センターから南東に200メートルの位置に所在する一筆で登記地目は田、現況地目は畠であり、面積は188m <sup>2</sup> です。
		申請者は本郷町にお住まいの74歳の方です。
		当該農地の所有者は高齢かつ遠方に住んでおり、農地の耕作および管理が困難となったため売却を検討していたところ、申請者から取得の希望があり、今回の申請に至ったものです。
		申請者は現在、年間150日程度農作業に従事しており、農作業歴は35年です。
		年齢は74歳ですが、健康状態は良好で耕作への意欲もあり、現在耕作している農地についても適正に管理されておりますので、特段問題はないものと考えられます。
		また、世帯員の農業従事状況としては、妻が約30日、申請者とともに農業に従事しております。
		農業用機械につきましては、耕うん機1台を所有してお

	<p>ります。</p> <p>申請地では主に野菜の栽培を予定しております。</p> <p>農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。</p> <p>続きまして、番号9番の申請者による農地の取得についてご説明いたします。</p> <p>申請地の場所につきましては、議案書3ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、東部福祉社会館の南西に約300メートルの位置に所在する1筆で、登記地目、現況地目ともに畠で、面積は115m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請者は、米野木町にお住まいの70歳です。</p> <p>当該農地の所有者は遠方に住んでおり、農地の耕作および管理が困難となつたため売却を検討していたところ、申請者から取得の希望があり、今回の申請に至つたものです。</p> <p>申請者は現在、年間100日程度農作業に従事しており、農作業歴は50年です。</p> <p>年齢は70歳ですが、健康状態は良好で耕作への意欲もあり、現在耕作している農地についても適正に管理されておりますので、特段問題はないものと考えられます。</p> <p>また、世帯員の農業従事状況としては、妻が約60日申請者とともに農業に従事しております。</p> <p>申請地では、季節野菜の栽培を予定しております。</p> <p>農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明は以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第1号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>番号9番の農地の所有者について、残りの所有農地はどういうにする予定か。</p> <p>所有者に意向は聞いておりませんので、確認します。</p> <p>他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたい</p>
議長	
委員	
事務局	
議長	

		<p>と思います。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議長 全員賛成ということで、議案第1号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。</p> <p>11番の分家住宅を建築するものについてご説明いたします。</p> <p>申請地の場所につきましては、議案書5ページをご覧ください。</p> <p>申請地は愛知東邦大学日進グラウンドから北に約200メートルの位置に所在し、地目、現況ともに田で、面積は450m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請者は現在、市内で夫と2人で暮らしておりますが、今後の家族計画を考える上で現在の住宅では手狭であるため、申請地に、一戸建て住宅の建築を計画したものです。</p> <p>申請者には自己所有地が無く、両親に相談したところ、父親が所有している土地を使用しても良いという承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したものになります。</p> <p>排水については、汚水雑排水は浄化槽で処理した後、申請地東側の排水路へ雨水とともに放流する計画となっています。</p> <p>申請地は、令和7年5月の農業委員会で農振除外の申し出についてご審議いただき、除外手続き中です。</p> <p>第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
--	--	--

	議長	<p>議案第2号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、举手をお願いします。</p> <p>(全員举手)</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決とします。</p>
	事務局	<p>続きまして、専決について、事務局より報告を願います。</p> <p>(事務局より報告。専決について一括で報告。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3第1項の規定による届出 3件</li> <li>・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3件</li> <li>・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 12件</li> <li>・農地法第18条第6項の規定による通知 4件</li> </ul>
	議長	<p>専決について、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。</p>
	事務局	<p>続きまして、その他について、事務局より報告を願います。</p> <p>(事務局より報告。)</p>
	議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地のあっせん願いについて</li> </ul> <p>その他について、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>ご意見・ご質問等がないようですので、その他については、終わります。</p>
	事務局	<p>続いて、事務局より事務連絡などがありましたら、お願ひします。</p> <p>(事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来月の農業委員会</li> <li>10月28日(火) 午後3時 本庁舎4階第1会議室</li> <li>・開催通知について</li> <li>・農地中間管理機構に貸し付けた農地に係る固定資産税等の軽減措置について</li> </ul>
	(15:30)	<p>それでは、これをもちまして、令和7年第9回農業委員会を終了させていただきます。</p>

